

化学物質等安全データシート

製品名 : スパークルフォーム

合成界面活性剤泡消火薬剤 3% (-10℃~+30℃) 泡第 20~2号 [耐寒型]

整理番号 : 690002

作成 2008年12月01日

MSDS番号 : DKSAF-69

改訂 2011年01月01日

1 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称 : 合成界面活性剤泡消火薬剤 3% (-10℃~+30℃)

会社情報 : 会社名 第一化成産業株式会社
 住所 東京都千代田区神田神保町3-7-1
 担当部門 エアフォーム事業部
 電話番号 03-3264-8221
 Fax番号 03-3264-8228
 緊急連絡先 049-242-7785 (技術開発グループ)

2 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学危険性	火薬類	分類対象外	健康有害性	急性毒性 (経口)	分類できない
	可燃性/引火性ガス	分類対象外		急性毒性 (経皮)	分類できない
	可燃性/引火性エアゾール	分類対象外		急性毒性 (吸入: 気体)	分類対象外
	支燃性/酸化性ガス	分類対象外		急性毒性 (吸入: 蒸気)	分類できない
	高压ガス	分類対象外		急性毒性 (吸入: 粉塵及びミスト)	分類できない
	引火性液体	区分外		皮膚腐食性/刺激性	分類できない
	可燃性固体	分類対象外		眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	分類できない
	自己反応性化学品	分類対象外		呼吸器感作性	分類できない
	自己発火性液体	分類対象外		皮膚感作性	分類できない
	自己発火性固体	分類対象外		生殖細胞変異原性	分類できない
	自己発熱性化学品	分類対象外		発がん性	分類できない
	水反応可燃性化学品	分類対象外		生殖毒性	分類できない
	酸化性液体	分類対象外		特定標的臓器毒性 (単回暴露)	分類できない
	酸化性固体	分類対象外		特定標的臓器毒性 (反復暴露)	分類できない
	有機化合物	分類対象外		吸引性呼吸器有害性	分類できない
	金属腐食性物質	分類対象外			
				水生環境有害性	急性水生毒性
			慢性水生毒性	分類できない	

GHSラベル要素

[絵表示又はシンボル]	[注意喚起語]
該当せず	該当せず

[危険有害性情報]

- ・特に危険はないが、誤飲、皮膚に付着すると異常をきたすことがある。

[安全対策]

- ・使用及び取扱いの前に MSDS を必ず読むこと。
- ・すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- ・ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- ・取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙しないこと。

[応急処置]

- ・飲み込んだ場合：気分が悪い時は医師に連絡すること。
- ・皮膚に付着した場合：多量の石鹼で洗うこと。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

[保管]

- ・施錠して保管すること。

[廃棄]

- ・内容物や容器は、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、都道府県知事の許可をうけた専門の廃棄物処理業者に処理を委託すること。

3 組成及び成分情報

- 単一製品・混合物の区分：混合物（合成界面活性剤配合物）
- 危険含有成分：該当せず。

4 応急措置

- | | |
|-------------|--|
| 吸入した場合 | : 新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
必要があれば医師の診断を受けること。 |
| 皮膚に付着した場合 | : 多量の水および石鹼で洗い流す。症状が出た場合は、必要に応じて医師の診断を受ける。 |
| 目に入った場合 | : 直ちに清浄な水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。必要に応じて医師の処置を受ける。 |
| 飲み込んだ場合 | : 気分が悪い時は医師に連絡すること。 |
| 応急措置をする者の保護 | : 救助者は、ゴム手袋、ゴーグル等の適切な保護具を着用する。 |
| 医師に対する注意事項 | : 具体的な治療法が明確で無い時は、日本中毒情報センター又は大学病院情報センターへ連絡する。 |

5 火災時の措置

- 消火剤 : 粉末消火薬剤、水溶性液体用泡消火薬剤、二酸化炭素、砂、霧状水
- 使ってはならない消火剤 : 情報なし
- 火災時の特定危険有害性 : 燃焼ガスには一酸化炭素、硫黄酸化物等の有毒なガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。
- 特定の消火方法 : 火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消火する。消火作業は、可能な限り風上から行う。周囲の設備などに散水して冷却する。関係者以外は安全な場所に退避させる。消火のための放水等により、製品もしくは化学物質が河川や下水に流出しないよう適切な措置を行う。
- 消火を行う者の保護 : 燃焼ガスには一酸化炭素、硫黄酸化物等の有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、適切な呼吸用保護具を着用し、煙の吸入を避ける。
-

6 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項 : 作業には、必ず保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。多量の場合は、人を安全な場所に退避させる。必要に応じた換気を確保する。
- 環境に対する注意事項 : 漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
- 封じ込め及び浄化の方法 : 少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエス等)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよく拭き取る。大量の水で洗い流す。多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラム等に回収する。
- 二次災害の防止策 : 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。漏出物の上をむやみに歩かない。火花を発生しない安全な用具を使用する。
-

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策・注意事項 : 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。作業場の換気を十分行う。保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用。取扱い後は、手・顔等をよく洗い、うがいをする。

保管

- 適切な保管条件 : 使用温度範囲内 (-10℃～+30℃) で換気のよい場所で容器を密閉し保管する。凍結させない。密栓し、正立の状態での保管する。大きな振動や衝撃を与えるなど、乱暴に扱わない。他の薬剤と混合して保管しない。
- 安全な容器包装材料 : 製品使用容器に準ずる。

8 暴露防止措置及び保護措置

管理濃度	未設定
許容濃度 (日本産業衛生学会)	未設定 2009年度版
許容濃度 (ACGIH)	未設定 2005年度版

設備対策：蒸気又はヒュームやミストが発生する場所は、局所排気装置を設置する。取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

保護具：必要により有機溶剤用防毒マスク、不浸透性保護手袋、保護眼鏡、長袖作業衣、マスク等の着用が望ましい。

衛生対策：取扱い後は、手・顔等をよく洗い、うがいをする。

9 物理的及び化学的性質

物理的状态：透明液体

色：淡黄色

臭い：わずかに芳香を有する。

pH値：7.5 (20℃)

引火点：沸点にて引火せず

爆発範囲：データなし

比重：1.025 (20℃)

溶解性：水溶性

10 安定性及び反応性

安定性：通常の実験では、熱・光・衝撃に対して化学的に安定。自己重合性はない。

危険有害反応可能性：通常の実験条件下で安定。

避けるべき条件：データがない。

混触危険物質：データがない。

危険有害分解生成物：硫黄酸化物

11 有害性情報

該当せず。ただし界面活性剤による皮膚あれや炎症が発生する可能性がある。

12 環境影響情報

生態毒性：情報なし

残留性・分解性：BOD 25, 100mg/L COD 9, 980 mg/L (3%希釈水の実測値の一例)

生体蓄積性：情報なし

土壌中の移動度：情報なし

1 3 廃棄上の注意

残余廃棄物：焼却する場合、関連法規・法令を遵守する。廃棄する場合、内容物を国際、国、都道府県、市町村の規則に従って廃棄すること。都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者と契約し、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)及び関係法規・法令を遵守し、適正に処理する。

汚染容器・包装：空の汚染容器・包装を廃棄する場合、内容物を除去した後に、容器を国際、国、都道府県、市町村の規則に従って廃棄すること。都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者に廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)及び関係法規・法令を遵守して、適正に処理する。

1 4 輸送上の注意

国内規制：陸上輸送：消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法に従う。

海上輸送：船舶安全法に定められている運送方法に従う。

航空輸送：航空法に定められている運送方法に従う。

国際規制：航空輸送は IATA 及び海上輸送は IMDG の規則に従う。

国連分類：分類基準に該当しない。

国連番号：分類基準に該当しない。

HS コード：3402.90-000

安全対策：輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にを行う。タンクローリー等の荷役時には車止め、ホースの連結、必要に応じてアースを確実にを行う。ホースの脱着時は、ホース内の残留分の処理を完全に行う。

1 5 適用法令

消防法 (昭和23年法律第186号) 第21条の2第2項：「泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令」

自治省令第26号 (昭和50年12月9日) 自治省令第7号 (昭和62年3月18日)

労働安全衛生法：該当せず

P R T R 法：該当せず

毒物劇物取締法：該当せず

化 審 法：PFOS又はその塩に該当せず

水質汚濁防止法：BOD、COD規制等

1 6 その他の情報

本データシートの記載内容は、現時点で入手できる資料、データ等の情報に基づいておりますが、必ずしも十分な知見があるわけではありません。安全データシートは製品の取扱い或いは使用する際の安全を確保するための情報を提供することを目的としており、製品の性能或いは安全性等を保障するものではありません。記載した注意事項等につきましても、その用途上想定される通常の取扱いを前提としたものです。取扱いの状況に応じて、必要な安全対策を講じることをお勧めします。
